

## 1,4-ジオキサン等の排水基準等について（部会報告の概要）

### 大阪府域の水質の状況

	公共用水域	地下水
1,4-ジオキサン	神崎川（千船橋）で環境基準値の超過あり	検出例はあるが、環境基準超過なし (H22 速報)
1,1-ジクロロエチレン	平成 17 年度以降検出されていない。	環境基準値の超過あり
塩化ビニルモノマー	検出例はあるが、要監視項目指針値を下回っている。	環境基準値の超過あり (H22 速報)
1,2-ジクロロエチレン（シス体）	検出例はあるが、環境基準値を下回っている。	環境基準値の超過あり
1,2-ジクロロエチレン（トランス体）	平成 21 年度までの 10 年間、検出されていない。	検出例はあるが、環境基準超過なし (H22 速報)

### 府域の使用実態

	排出量及び移動量（PRTR データ）	放流水質
1,4-ジオキサン	平成 19 年度は 8 社、平成 20 年度は 6 社から届出。公共用水域への排出量は 0kg	使用事業場の実態調査で、河川への放流水質は 0.006~0.72mg/L 下水処理場放流水からも検出
1,1-ジクロロエチレン	平成 20 年度 52 社から届出。公共用水域への排出量は 0.5kg	立入検査で検出は 2 事業場のみ。 排水基準の超過はなし
塩化ビニルモノマー	平成 20 年度 2 社から届出。公共用水域への排出量は 36kg	
1,2-ジクロロエチレン	平成 20 年度 51 社から届出。公共用水域への排出量は 23.7kg	

（参考）中央環境審議会の動き

H23.2.18 第 1 次答申 「1,1-ジクロロエチレンの排水基準は環境基準の 10 倍。  
地下浸透は従来の有害物質と同様に規制」

1,4-ジオキサンの排水基準は、継続審議中

（参考）審議経過

H22.12.1 大阪府知事から環境審議会へ諮問（水質規制部会を設置）

H23.1.19 第 1 回水質規制部会

H23.2.2 第 2 回水質規制部会

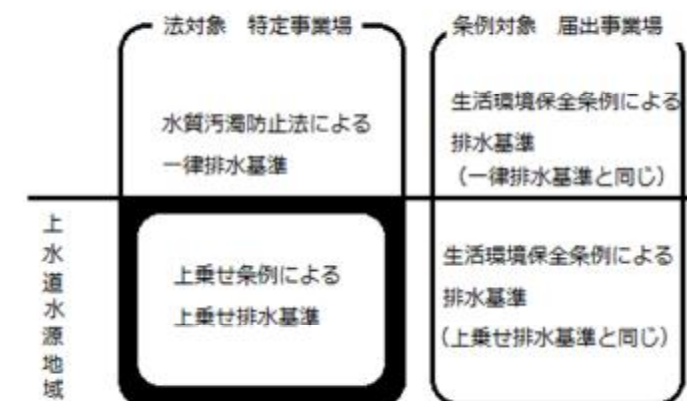
H23.2.16~3.18 パブリックコメント手続き実施

H23.5.10 第 3 回水質規制部会

H23.6.27 環境審議会に部会審議結果を報告

### 排水基準等についての基本的考え方

1. 上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として水質汚濁防止法に定める一律排水基準の 1/10 の値（環境基準値）を上乗せ排水基準として、水質汚濁防止法に定める特定事業場に適用する。
2. 上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の一律排水基準を適用する。
3. 生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準及び地下浸透規制を適用する。



### 排水基準と地下浸透規制

	上水道水源地域		上水道水源地域以外	
	排水基準	(参考) 現行基準	排水基準	(参考) 現行基準
1,4-ジオキサン	0.05mg/L	—	0.5mg/L	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	0.02mg/L	1mg/L	0.2mg/L

○他の 2 項目は、要監視項目指針値の超過が見られず、排水規制を導入する必要性は認められない。

○既設事業場において 1,4-ジオキサンの基準を満足すると見込まれることなどから暫定排水基準を設定する必要はない。

○届出事業場に 1,4-ジオキサン等 4 項目を含む汚水等の浸透を禁止することが適当